

相模原市監査委員公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、消防局及び消防署各課の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 監査の期日

平成21年3月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、消防局及び消防署各課において、平成20年度（平成21年1月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 消防総務課

- ア 各事業の旅費の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- エ 消防用財産の維持管理に関する事務

(2) 予防課

- ア 危険物設置及び検査手数料の徴収に関する事務
- イ 各事業の支出に関する事務

(3) 警防課

- ア 各事業の支出に関する事務

(4) 救急対策課

- ア 各事業の支出に関する事務

(5) 指令課

- ア 各事業の支出に関する事務

(6) 各消防署各課

- ア 消防用財産の維持管理に関する事務

3 監査の結果

(1) 消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、消防局庁舎や南消防署庁舎に係る総合管理委託業務等において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 具体的な業務内容や数量等について定めている業務仕様書において、日常清掃業務は、土・日曜日及び祝祭日を除き毎日行うものとされている。しかしながら、年末年始における業務の取扱いは明記されておらず、年間の清掃回数が不明確なものとなっている。

また、消防用設備等保守点検業務では、消火器等の点検対象設備が記載されているだけで、保守点検すべき対象設備の数量等が記載されていない。

イ 委託業務の再委託については、承認した業務についてのみ第三者に再委託することを認めているが、消防局庁舎総合管理委託では、再委託を承認された業者がさらに他の業者に委託し業務を行っている。

また、消防分署等清掃等業務委託では、再委託の承認を受けていないにもかかわらず、他の業者が業務を行っている。

ウ 契約では、業務完了報告書の提出を求めているにもかかわらず、業務に係る日誌を以って報告書に代えているものが散見され、また、提出されているものについても、支出命令書における検査検収日のほとんどが報告書の決裁日より前となっており、業務の履行確認が十分に行われていない。

これらのことは、契約に当たっての条件提示に係る検証・確認が不十分であることや、契約後の業務執行についての基本的な点検・確認や検査・検収が十分に行われていないことを示している。

契約事務の執行に当たっては、契約規則（平成4年相模原市規則第9号）はもとより、契約書及び仕様書等の記載内容の確認を十分に行うとともに、管理・点検体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 消防局及び消防署各課におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。